

日本一新の会・代表 平野 貞夫

(議会政治での「嘘」を許してはならぬ)

議会政治の本質を知る話として、一九六一年に英国で発覚した「プロヒューモ事件」がある。国防大臣のジョン・プロヒューモ氏が、ソ連(当時)の女性スパイと親しい関係があったことがわかり、下院議員を辞め、政界から引退した事件である。辞任と引退の理由は、ソ連のスパイとの関係ではなく、下院での答弁で女性スパイとの関係を否定し、嘘をついていた責任をとったのだ。

議会政治はキリスト教文化で育ったもので、教会から分離したものである。人間の内心・精神を調整するのが教会で、政治・経済などを調整するのが議会である。そのため議会は社会的教会といわれている。議会が教会という精神を持つ限り、議会で行ってはならない最大の行為は「嘘をついてはならない」ことである。議会で嘘をつくことは「神に嘘をつく」ことであり、それに反すれば政治家であることを辞めなければならない。これを実証したのが「プロヒューモ事件」であった。英国には議会政治の正当性を欠くという精神が生きているのだ。

日本のような多神教社会で、この精神を生かすことは困難である。それでも昭和五十年代頃までは、明治生まれの政治家が活躍していたので、「国会で嘘をつくことが重大なことだ」ぐらいは理解していた。それは日本人の倫理観である儒教の「信・義・礼・仁」、仏教の「空・無」、神道の「惟神(かなながら)の道」といった精神の影響を受けていたからだ。「名分」とか「恥」といった感性も残っていた。

平成時代になって、政治家からこの感性がだんだんに消えていった。情報化社会となって、真実と虚実の区別がつかなくなったのだ。新聞やテレビなどメディアだけの責任にするつもりはないが、かつての「社会の木鐸」という精神がほとんどなくなったのも事実である。

例えば、小沢元民主党代表をめぐる西松事件も検察の仕組んだ謀略であった。また、陸山会事件での水谷建設裏金問題も、五月二十四日(火)の弁護団側が申請した二人の証言で、小沢氏側へ渡したと証言した検察側多数の証言の欺瞞性を明確にした。

小沢氏は、政権交代とメディア改革を政治目的としていた。それを阻止しようと、当時の自民政権・検察そしてメディアが、小沢氏を政界から排除するために起こした「検察ファッショ」と「メディアファッショ」であった。本来なら民主党は「検察ファッショ」と闘うべきであったが、何故かそれを行わなかった。そこに民主党の限界と今日の悲劇がある。それでも国民は政権交代を選択した。その功績の第一は、小沢氏の総選挙への戦略と戦術の勝利であったことは国民が知っている。

ところが、次に起こったことは民主党内の小沢氏排除であった。政権交代による小沢氏の本格的改革を恐れた「反小沢グループ」の策略であった。東京地検は「陸山会事件」として秘書二人を逮捕し、小沢氏の「政治と金」をメディアを使って攻め立てた。鳩山政権に変わった菅政権は、こともあろうに、指導を受けていた小沢氏を排除することで政権浮揚の旗とした。東京地検が一年数ヶ月にわたり、その総力を挙げて捜査しても起訴できなかったのに、菅政権の工作もあり検察審査会が、憲法を無視して、いとも簡単に強制起訴した。

実質二年半にわたり、日本社会挙げて「小沢排除」を行った結果が、今日の日本の劣化を招いたと私は思っている。その原因は小沢氏の「政治と金」をめぐる、虚実の捏造すなわち、「嘘」によって展開されたのである。健全な議会民主政治の国家とはいえない。「小沢氏排除」を政権維持の基本戦略とした菅首相のやったことは、政権交代の原点を放棄した政治運営と基本政策の変更で、自民党政治より悪政である。

国民は「騙され嘘をつかれた」のだ。菅首相のもとでは議会政治は機能していない。

（菅首相退陣のため内閣不信任案の提出を！）

東日本大震災が起ころなければ、菅首相は在日韓国人違法献金問題で、三月中には退陣に追い込まれていたはずだ。菅首相は国会答弁で「外国籍とは知らなかった」と嘘をついた。報道によれば、東日本大震災の翌日、菅首相は「過去も、現在も会ったことはないことにして欲しい」と電話をしたとのこと。相手方は「菅はオレの国籍を知って付き合っていた」と語り、この問題は再び火を噴こう。このことだけでも当然に、退陣の理由になる問題だ。

それにしても、東日本大震災直後からの菅首相の対応はすべて失敗である。特に福島第一原発の人災については、初動から「嘘とペテン」のオンパレードだ。「原発は安全だ」「炉心に障害はない」「放射能は心配ない」・・・、全部意図的に国民、国会、国際社会を騙していたわけである。その結果が八十日過ぎても收拾の見通しをつけることができず、被災を拡大させている。情報の隠蔽と工作は「嘘」を前提としている。当初、きわめて深刻な原発の常態をわかつたうえで、レベル4としたこと。言い逃れが出来なくなつてレベル7に変更したやり方などは、「嘘」を通りこして犯罪的なことだ。こんな政権で、千年に一度の大災害の復興ができるはずはない。世の中を真つ当に見る人間ならわかるはずだが、政治家の中には「急流を渡る途中に馬を乗り換えることはできない」といつて、菅首相の延命を支持する輩がいる。朝日新聞の論説も同じだが、どうしてこうも政権に弱いのか。馬は乗り換えることができても、国民は国を乗り換えることはできないのだ。

ようやく谷垣自民党総裁は、菅直人内閣総理大臣不信任決議案を提出することを決めた。問題は民主党衆議院議員が何人賛成するかだ。本来なら、現在の混乱の責任は菅首相を選んだ民主党にあるのだ。東日本大震災を保身延命に利用する菅首相を放置することは、国家国民と国際社会に許されることではない。

このことがわかつていても、内閣不信任案が成立すれば、菅首相が解散を断行するというブラフにおのく衆議院議員がいると聞く。一日で

も長く国会議員をやりたいようだ。こんな人間は国民のためにならず、次の総選挙での落選を私が保証する。

岩手・宮城・福島の被災三県の七〇九ぐらいの小選挙区では、物理的に選挙を行うことが不可能と思われる。仮に内閣法制局や官邸の弁護士政治家たちの三百代言に乗つて、菅首相が狂気の解散を断行したとき、どんな問題が起ころか考えてみよう。

わが国の憲法は、基本原理を「国民主権 参政権 選挙権と被選挙権」とし、かつ「代表制民主主義」である。仮に六月中に解散となれば被災三県で、推定二百万人台の有権者の選挙権と被選挙権が行使できない。議員数で比例票を考えると、約十五名ぐらいの国民の代表が選ばれることができなくなる。一定の地域から国民の代表者が総選挙に参加できないことがわかつていて、意図的に解散することは、衆議院の構成に正当性を与えない。各党の所属議員数も正当に構成されない。従つて首班指名で選ばれる首相なども正当性がない。

そもそも内閣の解散権とは、行政権のひとつであり、参政権とか代表制民主主義の下位にあるものだ。立法・行政・司法の三権の発生は国権の最高機関である国会を構成する国民を代表する選挙された議員によつて正当化されるのが、憲法の仕組みである。まして総選挙の主要なテーマは、東日本大震災の復旧と復興である。被災地から国民の代表を選ぶことができない状況での総選挙は、憲法以前の問題といえる。

あらゆる面からいつても、被災地での選挙の実施ができない状況の解散は憲法違反である。もし断行すれば、憲法体制を崩壊させるものである。当然、国民の多数から「解散無効の憲法訴訟」が起ころう。司法がこれを慣例と稱し、「統治行為論」でもつて、司法権に馴染まないと思げるとすれば、司法権の崩壊だけでなく、国家の崩壊となろう。

憲法八十一条に「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」との規定がある。

（平成二十三年五月二十八日発行）